

■新たにご契約または契約電力増加後1年に満たないで減少・解約する場合の取扱い

- 1 お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合、それまでの期間の電気料金（ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く。）について、遡って減少契約電力分、減少自家発補給契約電力分または減少予備電力契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、当該割増額を弊社にお支払いいただきます。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力、自家発補給契約電力または予備電力契約電力の減少分と残余分の比であん分したものとします。
- 2 お客さまが契約電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、それまでの期間の電気料金（ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く。）について、遡って該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、当該割増額を弊社にお支払いいただきます。
- 3 お客さまが契約電力を増加した後1年に満たないで解約する場合、それまでの期間の電気料金（ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く。）について、遡って増加契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、当該割増額を弊社にお支払いいただきます。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の増加分と既設定分の比であん分したものとします。